

親子法改正要綱の解説

第5回 生殖補助医療

法制委員会委員 林 祐介 (71期)

法制委員会委員 岩田 真由美 (55期)

1 要綱のポイント

現行の生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（以下「生殖補助医療法」）10条は、「妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。」と規定する。「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」（以下「本要綱*1」という）は「妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫、子又は妻は、第3の1(1)①及び③の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。」との規律を設けることとしている。

2 本改正の意義・必要性

現行の生殖補助医療法10条は、民法774条が夫のみが否認権を有するとしていることを前提として、妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子について、夫は、子が嫡出であることを否認することができないとしているが、本要綱により民法774条を見直し、子及び母にも否認権を認めることとなったことから、生殖補助医療による親子関係においても子又は母（妻）も、嫡出否認をすることができないものとしたものである。

まず、母の否認権を制限する理由は、母が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、夫と子との

間には生物学上の父子関係はないが、婚姻している夫婦は生まれた子を夫の子として育てる意思を有していたことからすれば、嫡出推定の及ぶ子について、生物学上の父子関係がないことを理由とする嫡出否認を制限することが相当であることが挙げられている。

次に、子については、自らの意思で、第三者の提供精子により子を懐胎し、夫の子として育てる意思を觀念することはできないことからすると、妻と異なり、否認権を制限すべきではないように思えるが、①第三者の提供精子を用いた生殖補助医療を用いて、親子関係の形成を行うことを両親が決めたにもかかわらず、生物学上の父子関係がないことを理由として、出生後に法律上の父子関係を否定することができることとすると、第三者の提供精子を用いた生殖補助医療を行った意義を失わせることとなる。否認権の制限と共通する理由である。

また、②子に固有の否認権を認めると、特に、未成年の子に代わって母が否認権を行使することが可能になり、母の否認権を制限することによって身分関係の安定などを図ろうとした趣旨が没却されることが挙げられる。

3 実務に与える影響

2のとおり生殖補助医療を利用したにもかかわらず、生物学上の父子関係がないことを理由に、出生後、法律上の父子関係を否定することができることとすると、第三者の提供精子を用いた生殖補助医療を行った意義（親子関係の形成を認めること）を失わせる。そのため、本改正による母及び子の否認権の制限は、親子関係の形成に資する一方、実務に与える影響は大きくはないと思われる。

*1：本要綱は、令和4年2月に法制審から法相に答申されたが、本稿執筆時点では改正法案は国会に提出されていない。本稿は、本要綱のまま改正されることを前提に執筆している。